3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が所定定員を超える場合	注 または 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	注 3時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 入浴介助を行った場合	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 栄養スクリーニング加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所が同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（1）認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（一）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 540 単位）	×70/100	×70/100	×63/100	9時間以上10時間未満の場合＋50単位 10時間以上11時間未満の場合＋100単位 11時間以上12時間未満の場合＋150単位 12時間以上13時間未満の場合＋200単位 13時間以上14時間未満の場合＋250単位	1日につき＋50単位	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋27単位	1日につき＋60単位	1回につき＋10単位（月2回を限度）	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1日につき－94単位	片道につき－47単位
			要介護2 （ 594 単位）													
			要介護3 （ 652 単位）													
			要介護4 （ 706 単位）													
			要介護5 （ 759 単位）													
		（二）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 566 単位）													
			要介護2 （ 623 単位）													
			要介護3 （ 681 単位）													
			要介護4 （ 738 単位）													
			要介護5 （ 795 単位）													
		（三）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 853 単位）													
			要介護2 （ 945 単位）													
			要介護3 （ 1,035 単位）													
			要介護4 （ 1,127 単位）													
			要介護5 （ 1,219 単位）													
		（四）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 875 単位）													
			要介護2 （ 968 単位）													
			要介護3 （ 1,061 単位）													
			要介護4 （ 1,156 単位）													
			要介護5 （ 1,250 単位）													
		（五）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 989 単位）													
			要介護2 （ 1,097 単位）													
			要介護3 （ 1,204 単位）													
			要介護4 （ 1,312 単位）													
			要介護5 （ 1,420 単位）													
		（六）8時間以上9時間未満	要介護1 （ 1,021 単位）													
			要介護2 （ 1,132 単位）													
			要介護3 （ 1,242 単位）													
			要介護4 （ 1,355 単位）													
			要介護5 （ 1,465 単位）													
	（2）認知症対応型通所介護費（ⅱ）	（一）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 469 単位）													
			要介護2 （ 538 単位）													
			要介護3 （ 586 単位）													
			要介護4 （ 635 単位）													
			要介護5 （ 683 単位）													
		（二）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 512 単位）			×63/100										
			要介護2 （ 563 単位）													
			要介護3 （ 615 単位）													
			要介護4 （ 666 単位）													
			要介護5 （ 717 単位）													
		（三）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 767 単位）													
			要介護2 （ 848 単位）													
			要介護3 （ 931 単位）													
			要介護4 （ 1,011 単位）													
			要介護5 （ 1,094 単位）													
		（四）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 786 単位）													
			要介護2 （ 871 単位）													
			要介護3 （ 955 単位）													
			要介護4 （ 1,037 単位）													
			要介護5 （ 1,122 単位）													
		（五）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 889 単位）													
			要介護2 （ 984 単位）													
			要介護3 （ 1,081 単位）													
			要介護4 （ 1,177 単位）													
			要介護5 （ 1,272 単位）													
		（六）8時間以上9時間未満	要介護1 （ 917 単位）				9時間以上10時間未満の場合＋50単位 10時間以上11時間未満の場合＋100単位 11時間以上12時間未満の場合＋150単位 12時間以上13時間未満の場合＋200単位 13時間以上14時間未満の場合＋250単位										
			要介護2 （ 1,015 単位）													
			要介護3 （ 1,115 単位）													
			要介護4 （ 1,215 単位）													
			要介護5 （ 1,314 単位）													
ロ 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	（1）3時間以上4時間未満		要介護1 （ 265 単位）													
			要介護2 （ 275 単位）													
			要介護3 （ 284 単位）													
			要介護4 （ 293 単位）													
			要介護5 （ 302 単位）													
	（2）4時間以上5時間未満		要介護1 （ 277 単位）			×63/100										
			要介護2 （ 288 単位）													
			要介護3 （ 297 単位）													
			要介護4 （ 307 単位）													
			要介護5 （ 317 単位）													
	（3）5時間以上6時間未満		要介護1 （ 443 単位）													
			要介護2 （ 458 単位）													
			要介護3 （ 475 単位）													
			要介護4 （ 491 単位）													
			要介護5 （ 507 単位）													
	（4）6時間以上7時間未満		要介護1 （ 455 単位）													
			要介護2 （ 470 単位）													
			要介護3 （ 487 単位）													
			要介護4 （ 503 単位）													
			要介護5 （ 519 単位）													
	（5）7時間以上8時間未満		要介護1 （ 520 単位）													
			要介護2 （ 539 単位）													
			要介護3 （ 557 単位）													
			要介護4 （ 575 単位）													
			要介護5 （ 595 単位）													
	（6）8時間以上9時間未満		要介護1 （ 537 単位）				9時間以上10時間未満の場合＋50単位 10時間以上11時間未満の場合＋100単位 11時間以上12時間未満の場合＋150単位 12時間以上13時間未満の場合＋200単位 13時間以上14時間未満の場合＋250単位										
			要介護2 （ 556 単位）													
			要介護3 （ 575 単位）													
			要介護4 （ 594 単位）													
			要介護5 （ 615 単位）													

ハ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1回につき 18単位を加算）	
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1回につき 12単位を加算）	
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき 6単位を加算）	
ニ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×104／1000）	※ 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×76／1000）	
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×42／1000）	
	（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（3）の90／100）	
	（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋（3）の80／100）	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×31／1000）	※ 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×24／1000）	

※：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目